

故障車等牽引時の車両の最高速度に関する調査研究



自動車安全運転センター（調査研究部）

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア6F

<https://www.jsdc.or.jp/library/tabid/122/Default.aspx>



現行の道路交通法令においては、自動車が他の車両を牽引する場合の最高速度は、最高でも時速 40 km ※に制限されています。他方、高速道路上の最低速度は時速 50km ですので、たとえば、高速道路上の故障車をレッカー車が牽引して修理工場まで走行する場合、やむを得ない措置として、直近のインターチェンジまでは高速道路を走行できますが、そこから後は一般道路を走行しなければなりません。ところで、このような最高速度の制限は、現行の道路交通法制定時(昭和 35 年)のレッカー装置の性能等を前提に定められたものですので、現在のレッカー装置の性能等に照らして、その合理性を検討すべき時期に来ていると考えられます。

※ 被牽引車の車両総重量が 2,000kg 以下で、牽引車の車両総重量がその 3 倍以上である場合の最高速度が時速 40km で、それ以外の場合が時速 30km

そこで、自動車安全運転センターでは、まず、レッカー事業の実態を把握するため、アンケート調査をレッカー事業者に行いました。次いで、車両を牽引しているレッカー車を現行の最高速度を超える速度で走行させるなどの走行実験を行い、実際に速度何km までであれば安全に走行できるかについて考察しました。その概要は次のとおりです。

1 レッカー事業者に対する実態把握調査(アンケート調査)

(1) 調査方法の概要

- 実施期間等：令和 2 年 9 月～10 月末にかけて、WEB 上で実施
- 対象事業者：全日本高速道路レッカー事業協同組合（JHR）の会員
全国車載車・レッカー事業協同組合（NCW）の会員
日本自動車連盟（JAF）（ただし、一基地局を一事業者と算定）
- 回 答 数：330 事業者

(2) 調査結果の概要

- 45%程度の事業者が、上述のとおり、高速道路上での走行区間が限定されていることや最高速度が制限されていることに業務上の支障を感じてはいるものの、高速道路での最高速度を時速 80km に引き上げることについては、懸念がないとする事業者が概ね 1/3 以下にとどまるなど慎重な姿勢がうかがわれました。また、最高速度を高速道路と一般道路、各々時速 60km に引き上げることについても、牽引車と被牽引車の車両総重量比が小さくなるほど懸念なしとする事業者が減少し、慎重な姿勢がうかがわれました。

2 走行実験の概要



(1) 実験方法の概要

最高速度を引き上げた時に懸念されることは、高速で走行中に危険物を避けるためにハンドルを切ったときに、車両が横転等することや急制動を行った時にレッカー装置から被牽引車が外れることです。そこで、

① 車両総重量の異なるレッカー車と被牽引車の組合せを8通りつくる。

被牽引車については、普通自動車を想定して、車両総重量の異なる車両を4台選定し、レッカー車については、被牽引車を牽引可能で車両総重量が最小のものや車両総重量が被牽引車の2倍又は3倍のものを選定しました。

② その各々の組合せについて、時速40km、時速60km、時速80kmの各パターンで、ダブルレーンチェンジや急制動の試験を行い、車両の挙動を観察する。

という走行実験を行いました。

(2) 実験結果の概要

走行軌跡や目視、ロール角やピッチ角等の客観的要素に、走行安定性に関するドライバーの主観的な評価を加えて、総合的に車両挙動の安定性の評価を行いました。

その結果、全ての組み合わせにおいて、時速60kmで走行させても、車両挙動の安定性に問題は認められませんでした。時速80kmでの走行については、ドライバーが危険性を感じていることなどから慎重な検討が必要との評価になりました。

3 結論

牽引車と被牽引車(普通自動車)の車両総重量比が2未満の場合を含めて、被牽引車が牽引装置等に堅固に固定されているのであれば、高速道路・一般道路ともに最高速度を時速60kmに引き上げても、走行の安全性自体に問題はないと考えられます。ただし、以下の点について留意する必要があると考えています。

- ・ 事業者が牽引装置の性能等を踏まえた上で、故障車等の状況に応じた牽引可能なレッカー車を選定し、適切な速度での牽引走行を促すための広報啓発を合わせて行うことが必要。
- ・ 故障車等を牽引中のレッカー車について、高速道路における最低速度の適用を除外することについても検討することが必要ではないか。
- ・ 後続車の追突を防止するため、道路運送車両の保安基準との調整を行った上で、警告灯の設置等、必要な追突防止措置を講ずることも必要ではないか。
- ・ 故障車等を牽引装置やドリーに確実に固定することが必要ではないか。

この冊子は、自動車安全運転センターの令和2年度調査研究報告書「故障車等牽引時の車両の最高速度に関する調査研究」をもとに作成しました。

